

市原野自治連合会会則

(名称)

第1条 本会は市原野自治連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は市原野会館(京都市左京区静海市市原町 254-2)に置く。

(構成)

第3条 本会は市原野地域内の自治会（自治振興会、町内会など名称を問わない）および各種団体で構成する。

2 市原の地域内にあって本会の趣旨に賛同する法人企業、個人企業および個人を特別会員とすることができる。特別会員は本会の役員選挙権および議決権を有しない。

(目的)

第4条 本会は市原野地域内の自治振興と各種団体の連絡を密にして協調を図り、地域の親睦・福祉・文化の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するための必要な事業を行い、また各種団体の行う事業が発展するよう支援し、その自主性を尊重して協力する。

(役員)

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 総 務 | 若干名 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 会計監査 | 2 名 |
| (6) 常任理事 | 名（各単位自治会の会長） |
| (7) 一般理事 | 名（各種団体の会長） |
| (8) 評 議 員 | 名（各自治会 100 世帯までごとに各 1 名、各種団体より各 1 名を選出。ただし自治会（町内会）については、20 世帯未満の自治会（町内会）からは選出しない） |
| (9) 特別委員会委員長 | 名 |

(相談役)

第7条 本会に相談役をおくことができる。

- 2 相談役は、役員の改選期ごとに理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 相談役は会議に出席し意見を述べることができる。

(役員の任務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 総務は会の庶務事項一切を担当する。ただし、特別委員会委員長たる総務については本条8項による。

- 4 会計は本会の経理を担当し財産の管理をする。
- 5 会計監査は本会の経理および財産の監査をする。
- 6 常任理事は常任理事会および理事会の、一般理事は理事会の各構成員となり、事業の執行運営に当たる。
- 7 評議員は総会に出席し、提出された議案を審議し、議決権を行使する。
- 8 特別委員長は特別委員会を組織し、会長より委嘱された特定の事業を行う。

(役員任期等)

第9条 会長、副会長、会計、総務、会計監査および特別委員会委員長の任期は2年とする。

ただし、欠員を補充した場合は前任者の残任期間とする。

- 2 常任理事および一般理事ならびに評議員の任期は選出された各自治会および各種団体の選出規定による。
- 3 役員は任期終了後も、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。
- 4 役員の任期は妨げない。

(役員選出)

第10条 役員選出については次のとおりとする。

- (1) 会長、会計監査の選出は、別に定める選挙細則によって行う。
- (2) 副会長、会計及び総務は会長が人選し、理事会の承認を得て委嘱する。
- (3) 常任理事は各自治会の会長が就き、一般理事は各種団体の会長が就く。
- (4) 評議員は各自治会（100世帯ごとに1名）、各種団体（1名）で選出する。
- (5) 特別委員会の委員長は当該の特別委員会の選出に基づき、会長が委嘱し、理事会の承認を得る。

(本部役員会)

第11条 本部役員会は、会長、副会長、総務および会計で構成する（これらの者及び会計監査を「本部役員」と称する）。

- 2 本部役員会は、本会の決議事項を執行し、事業の立案その他必要な事項を理事会または常任理事会に提案して、その同意を得、会の発展と円滑な運営にあたる。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、本部役員、常任理事および特別委員会委員長で構成する（これらの者を「常任理事」と称する）。

- 2 常任理事会は、本会の事業活動方針を具体化し、これを執行する。
- 3 常任理事会に出席できない常任理事は、代理人を出席させることができる。
- 4 常任理事会の定足数、議決については、総会に関する第14条第6項および同条第7項を準用する。

(理事会)

第13条 理事会は、本部役員、常任理事、一般理事および特別委員会委員長で構成する（これらの者を「理事」と称する）。

- 2 理事会は総会に次ぐ議決機関とし、事業の執行運営にあたる。
- 3 理事会の定足数、議決等については、総会に関する第14条第6項および同条第8項までを準用する。
- 4 理事会に出席できない理事は、議長に委任状を提出し、または代理人を出席させることができる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、理事会にオブザーバーを出席させることができる。出席

したオブザーバーは発言権をもつが、議決権はこれを有しない。

(総会)

第 14 条 総会は本会の最高決議機関とし、第 6 条に定める役員全員をもって構成する。

- 2 定期総会は決算総会および予算総会とし、毎会計年度終了後、会長がこれを招集する。
- 3 会長または理事会が必要と認めた場合、会長は臨時総会を招集することができる。
- 4 加盟自治会の 3 の 1 以上から総会開催の要求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。この場合において、会長が臨時総会を招集しないときは、開催を要求した全自治会の連名により臨時総会を招集することができる。
- 5 総会は、次の事項につき審議し、議決する。
 - (1) 事業活動の報告および方針に関する事項
 - (2) 毎年度の予算および決算に関する事項
 - (3) 役員および相談役の任免に関する事項
 - (4) 加入、脱退および除名に関する事項
 - (5) 会費の改定、会則等の制定・改廃に関する事項
 - (6) その他重要な事項
- 6 総会は、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、総会の全員一致で議題とすることを承認した事項はこの限りでない。
- 7 総会の定足数は 3 分の 2 以上とし、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 8 総会の議長は本部役員以外より選出し、出席者の承認を得る。

(特別集会)

第 15 条 会長または理事会が必要と認めた場合、加盟自治会の会員の直接参加による特別集会を開催することができる。

(特別委員会)

第 16 条 会長が本会の事業目的遂行上必要と認めた場合、理事会の承認を得て特別委員会を設置することができる。

- 2 各特別委員会に関する規定は別に定める。

(事務局)

第 17 条 事務担当総務の下に事務局を置く。

(会計)

第 18 条 本会の財政は各自治会および特別会員の会費ならびに寄付金等をもってこれにあてる。

- 2 会費の改定および特別会費の徴収は理事会において決定し、総会の承認を得なければならない。
- 3 各自治会が納入すべき会費は、1 世帯あたり年額 500 円に各自治会の世帯数を乗じた額とし、特別会員の会費は年 2 万円とする。
- 4 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 5 財産、会計決算については、年度末に会計監査を受けなければならない。
- 6 慶弔金等の給付については別に定める。

(会則の改廃)

第 19 条 この会則の改廃は総会において決定する。

(付則)

第 20 条 この会則は平成 9 年 6 月 4 日から施行する。

2 この会則は一部（第 6 条第 1 項第 8 号（評議員の項）を改正（平成 13 年 6 月 1 日）して施行する。

3 この会則は一部（第 2 条（事務所変更）と第 6 条第 1 項第 2 号（副会長の項）を改正（平成 15 年 6 月 16 日）して施行する。

4 この会則は一部（第 7 条及び第 14 条第 5 項第 3 号（名誉会長の削除）、第 10 条第 1 項第 1 号同項第 2 号（会計の選出）、第 11 条第 1 項（本部役員会）を改正（令和 5 年 3 月 21 日）して施行する。